



### ～ 今月の特集 ～

1. コロナ影響による育休給付延長について
2. 休日出勤時の賃金について

#### 1. コロナ影響による育休給付延長について

新型コロナウイルス感染の拡大による未曾有の事態により、全ての人々が公私ともに多大な影響を受けています。

4月は保育園の入園時期で、そこに合わせて育児休業から復職する方も多いのですが、コロナの影響により休園や登園自粛が通達され登園ができなくなり、やむなく復職を延期せざるを得ない状況が発生しています。

そこで、コロナの影響による育児休業の延長についてまとめてみました。(なお、本記事はあくまでも一般的な内容となっており、詳しくは事業所管轄のハローワークへご確認ください。)

#### ●子が1歳までの場合

休園或いは登園自粛要請があった場合、自主的に登園自粛した場合、ともに育児休業終了予定日の繰下げ変更を認める必要があります。(パパママ育休の場合、1歳2ヶ月まで)

繰下げ変更後の休業期間についても育児休業給付金は支払われます。

#### ●子が1歳または1歳6か月になる時の場合

休園或いは登園自粛要請があった場合は、1歳までと同様に育児休業終了予定日の繰下げ変更を認める必要があり、繰下げ変更後の休業期間について育児休業給付金は支払われます。

自主的に登園自粛した場合は、申出を認める必要はありませんが、各企業において独自に休業を認めることは差し支えありません。なお、こうした法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われないためご注意ください。

但し、自主的に自粛した場合でも、自治体で独自に延長認定し、給付金が支給されることがありますので、事業所管轄のハローワークへ個別にご確認ください。

#### ●子が2歳以上の場合

各企業において独自に休業を認めることは差し支えありませんが、法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われないためご注意ください。

※また『慣らし保育』期間の取り扱いについても、各地ハローワークにて差が生じています。事業所管轄のハローワークへの確認をお勧めします。

#### ○給付延長の際の提出書類

ハローワークにより多少異なってくる場合がありますが、概ね次の通りとなっています。

- ・入所決定通知書コピー(元々入所予定だったもの)
  - ・休園或いは登園自粛要請の通知書コピー(通知書が無い場合は役所ホームページの該当部分を出したもの)
  - ・理由書(上記通知書がある場合:本人の署名捺印あり)
  - ・疎明書(上記通知書が無い場合:本人の署名捺印あり)
- これらを準備し、給付延長申請時に添付します。

#### 2. 休日出勤時の賃金について

以前もお知らせしましたが(No. 54)、「休日出勤」をした場合に割増賃金の有無を誤ると、未払い賃金が発生し、労使間のトラブルに成りかねません。

ここでは「休日」の定義と、その日に出勤した場合に取得する「代休」「振替休日」の定義をおさらいとしてお伝えします。

#### ●休日

「休日」は、労働基準法第35条1項に定めがあり、「毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければならない」と規定され、これを「法定休日」といいます。これ以外に就業規則や労働契約等で予め労働義務がない日と定められている日を「所定休日(法定外休日)」といいます。

「休日」に労働した場合、割増し賃金の対象となりますが、「法定休日」と「所定休日」では割増率が異なりますので注意が必要です。

#### ●代休

「代休」は、休日出勤をした後にその代償として以後の特定の労働日を休みとするものであり、休日労働分の割増賃金を支払う必要があります。

#### ●振替休日

「振替休日」は、予め休日と定められていた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とすることをいいます。「休日」と「労働日」を振り替えるので働いた日は「休日労働」にはならず、割増賃金の支払義務は発生しません。

但し、振替休日は就業規則への規定が必要であり、運用にあたっては振り替える休日を事前に指定する必要があります。



### ～SATOコラム～

#### ①助成金センター設立について

SATOグループでは、この度助成金センターを設立し、受注体制を整えました。

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の申請をお考えの方は、ぜひ弊社ホームページにて詳細をご確認ください。

#### ②HR EXPO 2020 について

SATO-GROUPでは、当初4月に東京ビッグサイトにて開催予定であった「第8回HR EXPO」に出展する予定でしたが、主催者事務局より9月に延期の上、会場を幕張メッセへと移し開催する意向の通知を受けました。

まだまだ先行き不透明な日々が続いておりますため、開催についての変更も今後発生するかもしれません。

詳細につきましては、弊社ホームページにて掲載し、変更があった場合も随時掲載してまいりますので、ご確認ください。

#### SATO 社会保険労務士法人ホームページ

URL (<https://www.sato-group-sr.jp/>)



(発行元) SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3丁目32番1号  
TEL:03-6831-3310

